

肱川流域委員会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「肱川流域委員会」（以下「委員会」という。）と称す。

（目的）

第2条 委員会は、河川法第16条の2 第3項に規定する主旨に基づき、河川管理者が策定する肱川水系河川整備計画の案について意見を述べるとともに、事業実施のフォローアップにあたり助言を述べることがを目的とする。

（委員会の委員）

第3条 委員会は、別表に掲げる委員で構成する。
2 委員の任期は、原則として2年とし、再任は妨げない。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選によってこれを定める。
2 委員長は、会務を掌理する。
3 委員長に事故あるときは、当該委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。

（会議の招集）

第5条 委員会は、委員長が招集する。
2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
3 関係自治体の代表者の委員に事故があるときは、当該委員は指名する者を委員会に出席させることができる。
4 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（事務局）

第6条 委員会の事務局は、四国地方整備局河川部及び愛媛県土木部に置く。

（規約の改正）

第7条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

（その他）

第8条 この規約に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

（附則）

この規約は平成15年10月 日より施行する。

(別 紙)

肱川流域委員会名簿

(敬称略)

	氏 名	職 名 (専門分野)
学識 経験 のある 者	石 川 和 男	松山東雲女子大学人文学部教授(動物)
	伊 福 誠	愛媛大学工学部助教授 (海岸工学)
	大 森 浩 二	愛媛大学理学部助教授 (水域生態学)
	香 川 尚 徳	愛媛大学農学部教授 (水質)
	佐 藤 晃 一	今治明德短期大学長 (生物資源学)
	鈴 木 幸 一	愛媛大学工学部長 (河川工学)
	土 居 泰 正	元大洲市立博物館長 (植物)
流域 自治 体関 係者	梶 田 與 一	大洲市長
	西 田 洋 一	長浜町長
	河 内 紘 一	内子町長
	宮 岡 廣 行	五十崎町長
	久 保 田 仁 之	肱川町長
	稲 田 秀 一	河辺村長
	大 塚 功	野村町長

学識経験のある者は、五十音順による。

流域自治体関係者は、建制順による。